

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、翌日とする)

### 鳥取県告示第九百四十三号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年九月十七日

鳥取県知事 平 林 義 三

### 目 次

- ◆ 告 示 青少年に有害な図書類の指定  
保険医の登録  
被爆者一般疾病医療機関の指定  
土地改良区の役員不就退任  
土地改良区の定款の変更の認可  
土地改良事業計画の適否の決定  
土地改良事業の認可（三件）  
指定施業要件の変更予定の保安林（二件）  
磨川敷地の生成
- ◆ 正 誤 昭和五十五年一月鳥取県告示第八号中訂正  
昭和五十七年九月鳥取県告示第八百八十五号中訂正

### 告 示

指定 番号	種 別	図 書		類 別	
		題 号	発行 行記 番号等	表示 された 行所名	発 行 所
694	雑誌その他 の刊行物	ガール & ガール GIRL & GIRL 絶頂ふたり VOL.64 第六巻第10号通巻64号	G-10	機アリス出版	
695	"	エロスアップ増刊 性別体験 EROSUP 増刊 第5巻第10号通巻62号	EZ-10	アップル社	
696	"	秘写タプナー TABOO 秘写タプナー 激射近親性交 第六巻第十号	HT-10	トライレビジョン	
697	"	MONICA モニカ 第一巻第六号	MO-10	機アリス出版	
698	"	ピンク特報 夏休みのC体験 女子高生 夏の挿入体験 Vol.28	PT-10	機アリス出版	
699	"	LOVE STAR ラブ・スター HOSHINO JUNKO	CH-ヤ1	オプティスJET	
700	"	肉欲交 潮の光のパラード	B1-ヤ5	アランニオンゾレ	
701	"	療養所住日記 甘い悪戯	0061-001	青春図書	
702	"	性感帯	K7-24	オリジナル企画	
703	"	蜜林の穴 流れる都会	091A.001	アランニオンゾレ	

704	"	指紋失神	CH- E4	LANDA-SS
705	"	Show Wer 第一巻第三号	SW-10	トライビジョン
706	"	触診病棟 腫れ	B1- B6	プランデル企画
707	"	CLIMAX LOVE	-	磯田黒川書房
708	"	Play Gals	-	磯田黒川書房
709	"	童夢 少女感觸 KUMI MORIGUCHI	CH- E2	LANDA-SS
710	"	男根しやぶり 爛熟 【妻のオリエンテーション】	CH- E6	磯アリス出版
711	"	少女タリトリス勃起 処女ぶりっ子	CI- E2	磯アリス出版
712	"	官能飼育	CG- E5	LANDA-SS
713	"	女陰のうづき 好奇心	CH- E3	Do企画
714	"	PINKBOX 男と女の愛のラーガ	D-11	磯土曜出版社
715	"	くるめき少女	082004	春秋社
716	"	MELLOW	-	THE ASUKA CO., LTD
717	"	感じる 美少女激撮	-	パニープレス
718	"	コレクター Collector 強姦	CO-10	海鳴書房
719	"	SUPER GIRL	SX-10	海鳴書房
720	"	夢精遊戯 特集 女の強姦願望 わたしは逆姦される 第2巻10号通巻14号	MU10	アップル社
721	"	MISS タイドル	CH- E1	パニープレス
722	"	少女浴線	-	南大昭和出版
723	"	暴行魔 興信所員VS人妻 不貞交渉	CH- E8	磯アリス出版
724	"	催眠暴行	CG- E3	磯アリス出版
725	"	指を濡らす	308534	磯グリーン企画販 売
726	"	腫き穴 われめ 夢あわせ	CH- E7	Do企画
727	"	少女まるみえ 少女の季節	CI- E2	Do企画
728	"	麗える 變 甘き薫り	091A009	プランソングラレ
729	"	快樂美語告白人 トルコ大冒険	ZD-10	磯土曜出版社
730	"	ギヤルズレポート	GR-10	ロア出版
731	"	悶え悶え	-	真商雑誌協

## 鳥取県告示第九百四十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に  
基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険業局

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松田 善典	鳥医第二、八二三号	昭和五十七年八月二十三日
岩本 禎彦	鳥医第二、八二四号	"
長田 憲一	鳥医第二、八二五号	"

鳥取県告示第九百四十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
稲垣 歯科医院	気高郡鹿野町大字鹿野 字森重一八四一二	昭和五十七年九月九日
中部 薬局	倉吉市新町二丁目 二四〇五一	"
堀内 診療所	鳥取市西品治七四九一三	"

鳥取県告示第九百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり名和土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 遠藤 宣雄 西伯郡名和町大字門前八二

" 三浦 幸雄 " 御来屋八六一

" 真島 上夫 " 加茂三四五

" 杉原寿三郎 " 富長五六四一四

" 木村 信栄 " 古御堂七五一一

" 国谷 実 " 富長一〇六

野坂 哲嗣  
川元 徳彰  
宮川 公光  
林原万茂留  
森脇 清  
鷺見 昭三  
松田 友義

加茂五〇三  
名和一四〇七  
一八八  
加茂一八  
名和八六  
富長三八  
押平四九一四

昭和五十七年七月二十三日退任

就任した役員の名及び住所

理事 遠藤 宣雄 西伯郡名和町大字門前八二  
三浦 幸雄 御来屋八六一  
齊藤 時吉 富長四三二一  
真島 祝男 加茂二八一  
杉原寿三郎 富長五六四一四  
木村 信栄 古御堂七五一  
谷奥 敏明 名和一九三  
森田 和年 加茂一四五  
野坂登紀和 一〇〇四  
野坂 哲嗣 五〇三  
森田 邦靖 名和一三二  
川島 正寿 一三九八  
林原 廉 加茂一八  
鷺見 昭三 富長三八

松田 友義  
押平四九一四

昭和五十七年七月二十四日就任、任期四年

鳥取県告示第九百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を昭和五十七年九月十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十八号

昭和五十七年八月二日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（三保地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年九月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（瀬地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十号

北条町から申請のあつた町営土地改良（田井地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十一号

中山町から申請のあつた町営土地改良（下甲地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十二号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
日郡野日南町（次の図に示す部分に限る。）

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 変更後の指定施業要件

## 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第九百五十三号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町(次の図に示す部分に限る。)

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 変更後の指定施業要件

## 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第九百五十四号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十七年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 河川の名称

天神川水系に係る一級河川 富海川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十七年九月十七日

三 廃川敷地の位置

1 倉吉市富海字西カワラケ土八二一―一地先から同字八二一―二地先まで

2 倉吉市富海字東カワラケ土八〇八一―一地先から字駈上り八四二地先まで

3 倉吉市富海字大境八四九一―一地先から同字八六九一―三地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

1 土地 三二七・七〇平方メートル

2 土地 一、六〇一・二二平方メートル

3 土地 四三〇・四五平方メートル

正 誤

昭和五十五年一月鳥取県告示第八号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行

誤

正

三 下 二 字山川七二四、七三一、字

山川ノ谷九三一

字州ノ谷九三一（次の図に示す部分に限る。）、字州

七二四、七三一

三 下 十一 立木の伐採の限度並びに植 立木の伐採の限度

栽の方法、期間及び樹種

五 下 五 立木の伐採の限度並びに植 立木の伐採の限度

栽の方法、期間及び樹種

昭和五十七年九月鳥取県告示第八百八十五号（廃川敷地の生成について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

一一 上 終わりから四 大字江府 大字江尾

” ” ” 字下宮殿 字下宮殿